

	13生畜第 4104号	平成13年11月 1日
改正	13生畜第 7679号	平成14年 1月11日
改正	15消安第 178号	平成16年 1月13日
改正	15消安第 6398号	平成16年 2月26日
改正	15消安第 7441号	平成16年 3月26日
改正	17消安第 6852号	平成17年11月 7日
改正	18消安第14358号	平成19年 4月 2日
改正	19消安第10541号	平成19年12月 4日
改正	23消安第10541号	平成23年10月18日
改正	24消安第 1771号	平成24年 7月 5日
改正	25消安第 4265号	平成25年12月 5日
改正	25消安第 6223号	平成26年 4月 1日
改正	26消安第 2836号	平成26年 9月 1日
改正	26消安第 6580号	平成27年 3月26日
改正	29消安第 4959号	平成29年12月27日
改正	29消安第 5691号	平成30年 2月 9日
改正	30消安第 232号	平成30年 5月10日
改正	元消安第 6077号	令和 2年 4月 1日
改正	2 消安第 897号	令和 2年 5月28日
改正	2 消安第 921号	令和 2年 6月 1日
改正	2 消安第 4319号	令和 2年12月28日
改正	2 消安第 4282号	令和 3年 2月12日
改正	6 消安第 5202号	令和 6年12月26日
改正	7 消安第 2783号	令和 7年 8月28日
改正	7 消安第 7360号	令和 8年 3月25日

殿

農林水産省生産局長
水産庁長官

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて

我が国において牛海綿状脳症（以下「BSE」という）が初めて発生したことに伴い、肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止する観点から、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、平成13年10月4日以降の飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請したところであります。

しかしながら、本年10月19日に開催されたBSE対策検討会において、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の一部については、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合に限り、一時停止の要請の解除を行うことが適当であるとの見解が得られたところであります。

このため、ペットフード用については別紙1、肥料用については別紙2のとおり、肉

骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止の要請について、一部を解除することとしたので貴傘下関係者に対して周知徹底をお願いします。

また、本年10月15日以前に生産又は輸入された肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料についても、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」との表示を行い、飼料への誤用・流用の防止に万全を期すよう要請することとするので、併せて周知徹底をお願いします。

加えて、「動物由来たん白質を含む肥料の放牧地への散布の自粛について」（平成13年10月18日付け13生畜第3916号農林水産省生産局生産資材課長・畜産部飼料課長通知）により、肥料の適正な使用をお願いしているところでありますが、重ねて周知徹底をお願いします。

なお、「動物性加工たん白（肉骨粉等、飼料となる可能性となるもの）の緊急輸入一時停止措置について」（平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知）による肉骨粉等の緊急輸入一時停止措置は継続しているので、念のため申し添えます。

（別紙 1）

ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について（省略）

（別紙 2）

肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1 定義

別紙2において、「肉骨粉等」とは、肥料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約800℃以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000℃以上）したもの）を除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）、羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。

2 一時停止の要請を解除する事項

- （1）肥料原料用の豚（いのししを含む。別添1の（1）を除き、以下同じ。）・馬、家きん及び海産ほ乳動物（鯨及びイルカをいう。以下同じ。）のみに由来する肉骨粉等の製造、輸入及び工場からの出荷
- （2）豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等を使用する肥料の製造及び工場からの出荷
- （3）牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料を使用する肥料の製造及び工場からの出荷

3 解除に当たっての条件

- （1）2の（1）に係る製造及び出荷

肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷については、以下の手続に従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が製造基準に適合することを確認した製造

事業場において実施する場合に限る。

製造業者は豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造事業場について、別添1の製造基準に係る適合確認申請書を別記様式第1-1号によりセンターに提出するものとする。センターは、申請のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2-1号による確認書を交付する。

なお、確認書を交付された製造業者は、確認を受けた製造事業場の製造工程について変更しようとする場合には、その変更の1か月前までにセンターに別記様式第3-1号により変更届を提出するものとする。センターは、当該変更届に係る事項が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、必要があると認めるときには、当該製造業者に確認申請書の再提出を指示し製造事業場の確認検査を再度行う。製造工程以外の申請内容に変更があった場合には、速やかにセンターに別記様式3-1号により変更届を提出するものとする。

(2) 2の(1)に係る輸入及び出荷

肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸入及び工場からの出荷については、以下の手続に従いセンターが確認基準に適合することを確認した輸入業者が実施する場合に限る。

輸入業者は、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸入について、別添2の確認基準に係る適合確認申請書を別記様式第1-2号によりセンターに提出するものとする。センターは、申請のあった輸入業者が確認基準に適合するものであることの確認検査を行い、確認基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2-2号による確認書を交付する。

なお、確認書を交付された輸入業者は、確認を受けた輸入先の事業場の基準に係る事項について変更しようとする場合には、その変更の1か月前までにセンターに別記様式第3-2号により変更届を提出するものとする。センターは、当該変更届に係る事項が確認基準に適合しているかどうかについて審査の上、必要があると認めるときには、当該輸入業者に確認申請書の再提出を指示し確認検査を再度行う。輸入先の事業場の基準に係る事項以外の申請内容に変更があった場合には、速やかにセンターに別記様式3-2号により変更届を提出するものとする。

(3) 2の(2)に係る製造及び出荷

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等を使用する肥料の製造及び工場からの出荷については、肥料の生産業者が、以下に掲げる手続を行い、肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等のみを購入していることが確認できる場合に限る。

- ① 肉骨粉等については豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来し、別記様式第5号の肉骨粉等供給管理票又は別添2の(1)のイの(ウ)に規定する証明書が添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。
- ② 別記様式第5号の肉骨粉等供給管理票が添付されている原料である豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の供給を受けた場合にあっては、遅滞なく添付されている肉骨粉等供給管理票により、供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、原料供給者に回付すること。

(4) 2の(3)に係る製造及び出荷

牛等由来の原料を使用する特殊肥料の生産の届出を行ったもの又は普通肥料の肥料登録を受けたものであること。

4 帳簿の記載

- (1) 肥料の生産業者又は輸入業者は、肥料を生産し、又は輸入したときは、その生産又は輸入の業務を行う事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、毎日、その名称及び数量を記載するものとする。
- (2) 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、原料若しくは肥料を購入し又は肥料を生産業者若しくは販売業者に販売したときは、その生産、輸入又は販売の業務を行う事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、その都度、肥料の原料又は肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載するものとする。

5 製造基準に適合する製造事業場の公表

センターは、別記様式第2-1号又は第2-2号による確認書を交付した製造事業場についてセンターのホームページに公表するものとする。

別添 1

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 家きん

(ア) 家きんを飼養する農場又は食鳥処理場のみから収集すること。

(イ) 農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 豚・馬

(ア) 豚・馬を飼養する農場又はと畜場若しくは食肉加工場（以下、別添 1 において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

(イ) 農場から収集する原料は、解体処理されていない豚・馬であり、豚・馬以外の動物の混入がないことが目視で確認したものに限る。

(ウ) 反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場等から収集すること。

ウ いのしし

(ア) 狩猟者又は獣肉処理施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食品処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行うものに限る。以下同じ。）のみから、以下に掲げる基準を満たすいのししを収集すること。

① 捕獲前に既に死亡していたものや、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成26年11月14日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」という。）の第2及び第4に定められた異常を呈したものではないこと。

② 原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づく食品に関する出荷制限の対象となっている地域において捕獲されたものではないこと。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理され、食用として出荷が認められたものを除く。

③ 銃弾を確実に除去したものであること。

(イ) 狩猟者から収集する原料にあつては、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認されたものであつて、以下に掲げる事項を記載した捕獲記録が添付されたものに限る。

① 狩猟者の氏名及び狩猟免許番号

② 捕獲年月日及び場所

③ 数量

④ 異常（捕獲前の死亡又はガイドラインの第2に定められたもの）の確認結果

⑤ 捕獲方法

⑥ 銃弾除去の実施の有無

(ウ) 獣肉処理施設から収集する原料にあつては、以下に掲げる基準を満たすものに限る。

① 反すう動物の混入を防止するため、獣肉処理施設との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別されたいのししのみを原料

供給契約を締結した獣肉処理施設から収集するもの

- ② 狩猟者から獣肉処理施設に運搬された場合は、専用の容器により運搬されたもの

エ 海産ほ乳動物

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

(2) 原料輸送の基準

- ア 豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PB袋等及び原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下同じ。）を用いるか、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場、鯨体処理場、水産物産地市場若しくは水産加工業を営む者又は狩猟者からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第4号による豚・馬由来残さ供給管理票を作成すること。豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造業者が、豚・馬に由来する残さを受け入れる場合は、当該管理票が添付されている場合に限る。また、供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認し、当該管理票については、その記載内容を確認するとともに8年間保存すること。

ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(3) 製造における基準

ア 製造工程

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造工程が豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物以外のものの製造工程と完全に分離されていること。
また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。
また、記録については、8年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造事業場に、当該製造基準に基づき原料の輸送、製造及び出荷が適正に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) 製品輸送における基準

- ア 豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の容器は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉骨粉等供給管理票

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸送に当たっては、別記様式第5号による肉骨粉等供給管理票を作成し、当該肉骨粉等に添付すること。当該肉骨粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受人から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受人に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

- (6) 製造事業場に、別記様式第2-1号の確認書を備え付けること

別添 2

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の輸入業者の確認基準

(1) 輸入先の事業場の基準

ア 確認の対象となる豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造工程が他の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を輸入業者に提出すること。

イ 次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

(ア) 輸入先の事業場は、別添1の製造基準((1)のイの(ウ)、(1)のウの(ウ)の②、(2)のイ及び(5)のイは除く。)を遵守すること。

(イ) 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。

(ウ) 輸出ロットごとに別添1の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書又はその写しを添付すること。

(エ) 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

(2) 輸入業者の基準

ア 輸入業者は、次に掲げる事項を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(ア) 輸入年月日、輸入量、輸入先国名、輸入相手方の氏名又は名称、荷姿、製造業者の氏名又は名称

(イ) 出荷年月日、出荷先、出荷量及び荷姿

イ トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、使用前に洗浄又は清掃を徹底すること。

ウ 輸入業者は、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。

エ 輸入業者は、次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

(ア) 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務が(2)基準に適合していることを定期的に確認すること。

(イ) 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、(1)のイの(ウ)の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第5号による肉骨粉等供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票を製品に添付して出荷すること。

(ウ) 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。

(エ) 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

オ 製品の輸送に用いる容器は、反すう動物に由来するものの混入を防止するため専用化するか、製品の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

製造基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場が豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等の製造基準に適合していることの確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考：製造工程の図面を添付すること。

確認基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（2）の規定に基づき、別記の輸入先の事業場から豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等を輸入するに当たり、輸入業者の確認基準に適合していることの確認を求めます。

備考：次に掲げる書類を添付すること

ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）

イ 別添2の（1）のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同（1）のイの規定により締結した契約書の写し

（別記）

輸入先の事業場の名称	輸入先の事業場の国名及び所在地

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書

年 月 日

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物
由来肉骨粉等の供給業者

代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（1）の規定に基づき、○年○月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認の品目

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書

年 月 日

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物
由来肉骨粉等の供給業者

代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（2）の規定に基づき、○年○月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。

記

- 1 事業場の名称（※注）
- 2 製造国
- 3 事業場の所在地
- 4 確認の品目

注：輸入先の事業場が多く記載不可能な場合は、別葉に記載する。

製造基準適合確認申請内容変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（1）の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認申請を行った内容について下記のとおり変更が生じたので、同規定により届け出ます。

記

- 1 変更した内容
- 2 添付書類
- 3 変更した年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

備考：変更した内容に係る書類を添付すること。

確認基準適合確認申請内容変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年1月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙2の3の（2）の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認申請を行った内容について下記のとおり変更が生じたので、同規定により届け出ます。

記

- 1 変更した内容
- 2 添付書類
- 3 変更した年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

備考：変更した内容に係る書類を添付すること。

別記様式第4号

(豚・馬由来残さ供給管理票の記載例)

豚・馬由来残さ供給管理票	
豚・馬由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

別記様式第5号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	肉骨粉（鶏）
供給する肉骨粉等の名称	チキンミール1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

備考：1 供給する肉骨粉等の種類欄には、由来する動物種を具体的に記載すること。

2 記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。

〃 下段は、最終荷受者が記入すること。

附 則（令和 7 年 8 月 2 8 日付 7 消安第 2 7 8 3 号）

この通知は、公布の日から起算して 30 日経過した日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 2 5 日付 7 消安第 7 3 6 0 号）

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に改正前の別紙 1 の 4 の（2）の規定による申請者への通知書及び別紙 2 の 3 の（1）又は（2）に規定する確認書のうち有効期間が満了していないものについては、有効期間の満了日以降も引き続き有効とみなす。